平成２３年１１月１８日

各　　位

会　社　名　株式会社日本マイクロニクス
代 表 者 名　代表取締役社長　長谷川正義
（ＪＡＳＤＡＱ・コード６８７１）
問 合 せ 先　専務取締役企画管理本部長 藤崎直子
Ｔ　Ｅ　Ｌ　０４２２－２１－２６６５

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年11月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役に対し報酬として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成23年12月21日開催予定の当社第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役および従業員に第42期（平成24年9月期）からスタートする中期経営計画「Challenge14」に掲げる目標の達成や中長期的な企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行する。

２．新株予約権割当の対象者

当社の取締役および従業員

３．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権１個あたりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は450,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる１株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

本総会による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は4,500個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日は除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年２月１日から平成29年１月31日まで

(6) 新株予約権の譲渡に関する制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権を行使する場合、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の相続、質入その他の処分は認めない。

③ 新株予約権に関するその他の条件・内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(9) 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

４．取締役の報酬等の具体的な算出方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権１個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（500個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、本議案の対象取締役は、同じく付議を予定しております取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役７名（取締役員数９名のうち社外取締役２名除いた員数）となります。

（注）上記決定は、平成23年12月21日開催予定の当社第41期定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以　上